

飯能市告示第 99 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、同号イからニまでのいずれかに該当する区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

飯能市長 沢 辺 滯 壺

平成 24 年 3 月 30 日飯能市告示第 98 号（振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域のうち、次に掲げる地域又は区域

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
- 2 前号の規定する地域以外の地域であって、次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - ハ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - ニ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム